



定額減税補足給付金 (不足額給付)を支給します



2024年度に実施した調整給付金と、本来の給付額との差額などを不足額給付金として支給します。対象と思われる方には、7月中旬から通知などを送付しています。

《申請期限》 10月31日(金) ※当日消印有効

《対象者》

2025年1月1日時点で、本市に住民票があり、下記1または2のいずれかに該当する方

1 定額減税しきれず不足分が生じた方(不足額給付Ⅰ)

当初調整給付の算定に際し、2023年分所得などを基にした推計額(2024年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、2024年分所得税および定額減税の実績額などが確定した後に、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足が生じた方。

《支給額》 不足する額を1万円単位で切り上げた額

2 「2024年定額減税」「低所得世帯向け給付など」のいずれも対象外だった方(不足額給付Ⅱ)

下記の全てに該当する方

- 本人として、定額減税の対象外
- 扶養親族などとして、定額減税の対象外
- 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員ではない

《支給額》 原則4万円

問社会福祉課 給付金担当(コールセンター)
☎お太助フォン 42-2129 📠42-2130

9月10日は「下水道の日」 未接続の方は下水道へ接続を

下水道は、公衆衛生の向上や生活環境の改善、河川の水質保全の役割を担っており、利用できる全ての方が接続することで、その効果を発揮できます。

■単独浄化槽は周辺環境へ悪影響を及ぼします

下水道法により、公共下水道が整備された地域では、遅滞なく公共下水道本管へ流せるように「排水設備」を設置するよう義務付けられています。また、くみ取り便所が設けられている場合、三年以内に水洗便所に改造しなければなりません。下水道等整備地区の方で下水道へ接続していない方は、早めに接続してください。

※本市の対象区域の水洗化率…73%(2025年3月末時点)

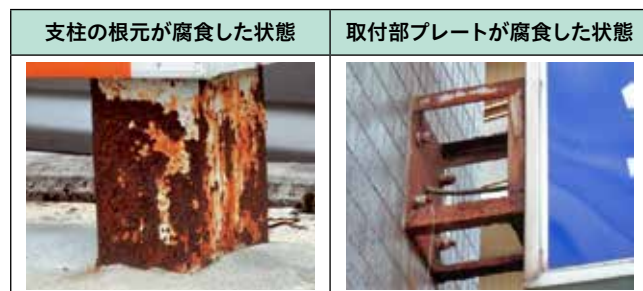
問下水道課 下水道係
☎47-1204 📠47-1206

屋外広告物を点検してください

市内には立看板や広告塔、建物の壁面を利用した広告など、さまざまな屋外広告物が設置されています。

近年、老朽化した屋外広告物の落下などの事故が全国的に多発しています。

屋外広告物を設置している方は、落下などの事故を防ぐため定期的に点検し、安全を確保してください。



※国土交通省「屋外広告物の安全点検に関する指針」から引用

問管理課 建設管理係
☎お太助フォン 47-1201 📠47-1206

障害のある方の後期高齢者医療制度

65歳以上75歳未満で一定程度の障害がある方は、申請により、広域連合の認定を受けた場合、その日から後期高齢者医療制度へ加入することができます。

一定程度の障害

- 国民年金法等における障害年金…1級、2級
- 身体障害者手帳…1級、2級、3級、4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳…1級、2級
- 療育手帳…①、A

《申請方法》

必要書類を用意し、保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係で申請してください。

《申請時必要書類等》

- 年金証書(障害年金)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか一つ
- 現在加入中の医療保険の資格が分かるもの(資格確認書・資格情報のお知らせ・健康保険証など)
- マイナンバー(個人番号)の分かるもの
- 本人確認できるもの

問保険医療課 医療保険年金係
☎お太助フォン 42-5619 📠42-2130



年金生活者支援給付金制度

公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして「年金生活者支援給付金」が支給されます。

対象

老齢基礎年金受給者で、下記の全てに該当する方

- 65歳以上
- 世帯員全員が市民税非課税
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が
1956年4月1日以前生まれの方…906,700円以下
1956年4月2日以後生まれの方…909,000円以下

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している方で、
前年所得が4,794,000円※以下の方

※扶養親族の数に応じて増額

請求手続

新たに年金生活者支援給付金を受給する方

対象者には、お知らせが送付されます。同封のはがきに必要事項を記入して、はがきに記載している期限までに提出してください。

※2026年1月5日(月)までに請求手続きが完了した場合、2025年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金の受給を開始する方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または保険医療課医療保険年金係で請求手続きを行ってください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



問三次年金事務所 ☎0824-62-3107

思いを引き継ぐバトンタッチ “事業承継”

事業承継の
大切さを伝えたい！



地域おこし協力隊
岡本 康太郎

第3回 “家族の誰かが継ぐ”は当たり前？

「お父さんの仕事、誰が継ぐの？」

「いつかこの仕事、継いでくれるんじゃない？」

そう言われて、なんとなくうなずいていた高校生の頃。

でも進学、就職、結婚…時がたつにつれ、その話は少しずつ遠ざかっていきました。



「うちの子がきっと…」と期待していた親世代と、「自分の道を選びたい」子世代。

お互いを思い合っているのに、すれ違いが生まれてしまうこともあります。

実際、安芸高田市のアンケートでも、半数以上が親族承継を希望している一方で、「誰が継ぐのか分からない」という声も多く聞かれました。

“家族が継ぐのが当たり前”という考えが、親にも子にもプレッシャーになることも。だからこそ、早めに本音で話し合うことが大切です。

事業承継は、「どう継ぐか」だけでなく、「どう向き合うか」から始まります。

問商工観光課 商工係 ☎お太助フォン 47-4024